

平成25年3月26日
復興庁

認定復興推進計画の変更認定について

平成25年3月12日付けで、岩手県から提出された認定復興推進計画（岩手第2号）の変更申請について、3月26日に認定します。概要は以下のとおりです。

記

● 岩手県産業再生復興推進計画（変更）

【変更点】

岩手県内の6市町村（久慈市、普代村、宮古市、山田町、釜石市、大船渡市）において、復興産業集積区域を新たに追加し、産業集積関係の税制上の特例措置（国税、地方税）を講じる。

【集積を目指す業種】

①セメント関連産業、②鉄鋼関連産業、③電子機械製造関連産業、④輸送用機械器具関連産業、⑤医薬品関連産業、⑥情報サービス関連産業、⑦木材関連産業、⑧環境負荷低減エネルギー関連産業、⑨観光関連産業、⑩食品関連産業、⑪水産関連産業、⑫農業及び関連産業、の12種類

認定を受けた変更復興推進計画は、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：
復興庁
復興特区班 前島、塚野、坂口
TEL：03-5545-7234

岩手復興局 高橋、五戸、高木
TEL：019-654-6607